

令和2年12月9日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

<総務危機管理室>

- I 神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の修正..... 1
- II 新型コロナウイルス感染症に係る取組..... 2

<防災部>

- III 神奈川県水防災戦略の取組状況 4
- IV 津波災害警戒区域の指定に向けた取組..... 7
- V 令和2年度の主な防災訓練の実施状況..... 8
- VI コンビナート地域に係る高圧ガス保安法の指定都市への権限移譲..... 10

<くらし安全部>

- VII 第11次神奈川県交通安全計画の作成..... 11

参考資料 神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）修正案

I 神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の修正

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害から、県民の生命、身体及び財産を保護するために、県や市町村等がとるべき措置を定めた「神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）」について、原子力災害対策指針の改定等を踏まえ修正する。

1 修正の経緯

令和2年9月 計画修正素案を防災警察常任委員会へ報告
令和2年10月 神奈川県防災会議幹事会（書面開催）
県内全市町村及び関係機関（132機関）へ意見照会

2 主な修正内容

(1) 原子力災害対策指針の改正及び新たな原子力災害医療体制の反映

- 「原子力災害医療協力機関」「原子力災害拠点病院」「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」などによる新たな原子力災害医療体制を位置づけ
- 令和2年8月に、「学校法人北里研究所北里大学病院」を、原子力災害医療の中核を担う「原子力災害拠点病院」に指定したことを位置づけ
- 原子力災害対策拠点病院の、次の役割を位置づけ
 - ・ 災害時に、汚染の有無に関わらず傷病者を受入、被ばくがある場合に、適切な診療を実施
 - ・ 専門的な研修、訓練を受けた「原子力災害医療派遣チーム」を保有等
- 県や原子力災害対策拠点病院に協力する「原子力災害医療協力機関」の役割を位置づけ
- 市が設置する救護所で、必要に応じて、避難退避時検査、除染等を実施する医療救護班の活動を位置づけ

(2) その他、組織体制の変更等に伴う修正

原子力事業者の社名変更や、県や各機関の組織変更などを反映

3 スケジュール

令和3年2月 神奈川県防災会議で審議・決定

II 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の対処方針のとりまとめ、緊急事態措置の実施などの対応を行った。前回の防災警察常任委員会（令和2年9月）以降の主な取組は、次のとおりである。

1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	議題
11月14日	<ul style="list-style-type: none">・ 県内の感染状況・ 病床拡大を要請する医療アラートの発動・ マスク会食の普及啓発
11月20日	<ul style="list-style-type: none">・ 県内の感染状況・ 県の対処方針の改定 （イベントの開催制限の来年2月末までの延長）・ 「GoToEatかながわ」新規クーポン販売の一時停止
11月27日	<ul style="list-style-type: none">・ 県内の感染状況・ ステージⅢ警戒宣言の発出・ 入院基準の見直し・ 「かながわ県民割」の新規販売の一時停止
12月3日	<ul style="list-style-type: none">・ 県内の感染状況・ 事業者への時短営業要請・ 県民へ外出を控えめにするよう要請

2 県の対応

(1) イベントの開催制限

国の方針を受け、11月末までとされていたイベントの開催制限（人数上限は5,000人又は収容定員の50%、収容率は歓声・声援のないものは100%以内、その他は50%以内）について来年2月末まで延長

ただし、映画館等、飲食を伴うものの歓声・声援が想定されない5,000人を上限とするイベントは、収容率を100%以内に引上げ

(2) ステージⅢ警戒宣言

本県の感染者のレベルについて、ステージⅢ（感染急増）が間近に迫り、医療体制がひっ迫している状況について、県民と危機感を共有し、これまで以上の警戒を呼び掛けるため、ステージⅢ警戒宣言を11月27日に発出

(3) 宣言に伴う県の対応

- 12月2日から当面の間、GoTo イベント事業の新規販売の一時停止を国に要請
- 基本的な感染防止対策の徹底の要請
 - ・ M：適切なマスク着用、A：アルコール消毒、S：アクリル板等でしゃへい、K：距離と換気、冬は加湿 のM・A・S・Kの徹底
 - ・ 飲食時以外はマスクを着用する「マスク会食」の実践
 - ・ 在宅勤務や時差出勤など、人との接触機会を低減する取組の徹底 等

(4) 事業者への要請（特措法 24 条 9 項）

横浜市及び川崎市における、酒類を提供する飲食店・カラオケ店を対象に、12月7日から17日までの間、5時から22時までの間に営業時間の短縮を要請

(5) 県民への要請（特措法 24 条 9 項）

12月3日から17日までの間、外出は控えめに、特に高齢者や基礎疾患のある方は徹底用心していただくよう要請

(6) 県としての感染防止対策

職員の年末年始の休暇取得促進を県基本方針に位置付け

3 横浜スタジアム技術実証

先進技術を活用し、適切な感染防止対策を講じれば、現在の人数制限を超えても、感染予防環境の実現が可能であることを実証するため、県を含む8者での官民連携の取組として、10月30日、31日、11月1日の3日間、横浜スタジアムにおいて技術実証を実施

Ⅲ 神奈川県水防災戦略の取組状況

近年の台風などによる大規模な水害への対応力を強化するため、本年2月に定めた「神奈川県水防災戦略」の取組状況は次のとおりである。

1 台風の備えへの強化

(1) 台風接近に備えた体制

本年9月の台風10号、台風12号及び10月の台風14号の接近に備え、通常の警報対応よりも多くの職員を動員した警戒体制で対応にあたった。

(2) 事前の対応

ア 台風説明会等の実施

台風12号、台風14号の接近に際して、横浜地方気象台による台風説明会を県庁で実施し、最新の台風情報を市町村等と共有した。

また、台風10号、台風14号の接近に際して、県危機管理対策幹事会を開催し、台風情報を各局で共有し、庁内体制を確認した。

イ 市町村への情報提供

台風12号、台風14号の接近に際して、市町村の避難対策支援のため、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者にかかる個人情報を対象市町に提供した。

ウ 防災協定締結団体との連携

本県に大きな被害が生じることも想定し、早い段階から、応急対策に関連する防災協定締結団体との連絡体制等を相互に確認したほか、最新の台風情報や県の体制について情報提供した。

- ・台風10号 35団体
- ・台風12号 35団体
- ・台風14号 73団体

エ 備蓄状況の確認

台風接近に備え、庁内の備蓄（発電機、防水シート、土嚢袋）状況を確認した。

(3) J E T Tとの連携

台風14号に備え、気象庁J E T T（JMA Emergency Task Team 気象庁防災対応支援チーム）の派遣を受け入れ、最新の情報を庁内で共有した。

2 防災協定の締結

(1) 災害時における無人航空機による協力に関する協定

災害応急対策の向上の一環として、無人航空機を活用した災害対応を円滑に実施するための協定を締結した。

ア 事業者

株式会社 J D R O N E (ジェイドローン)

イ 締結日

令和2年10月27日

ウ 内容

同社は、災害時に県の協力依頼に基づき、被災状況等の情報収集、被災者の捜索または救助に係る支援等の業務を行う。

(2) 災害時における相互協力に関する協定

災害時における広報力強化の一環として、情報の相互提供、広報協力に係る相互連携協力のための協定を締結した。

ア 事業者

神奈川エフエムネットワーク（県内のFMラジオ16社及び神奈川新聞社により構成する団体）及び株式会社ニッポン放送

イ 締結日

令和2年10月28日

ウ 内容

災害時に、県は、必要に応じて災害に関する情報を2者に提供し、2者は、広報及び情報の相互提供等を行う。

3 防災チャットボット実証実験の実施

D X (デジタルトランスフォーメーション) の流れを踏まえ、A I 防災の取組を推進するため、A I 防災協議会が開発している防災チャットボットの機能検証に資する図上訓練を県内市町とともに年度内に実施する予定。

(1) 参加機関

A I 防災協議会、県内市町

(2) 訓練場所

県庁、各市町庁舎

4 県被災者生活再建支援事業

県内で被災者生活再建支援法の適用がないために支援を受けられない全壊、大規模半壊等の被害を受けた世帯に対して、法に準じて支援金を支給している。

(1) 申請期間等

災害名称	申請期間	
	基礎支援金	加算支援金
令和元年房総半島台風	令和2年10月8日まで (発災から13か月)	令和4年10月11日まで (発災から37か月)
令和元年東日本台風	令和2年11月11日まで (発災から13か月)	令和4年11月11日まで (発災から37か月)

(2) 申請状況

令和2年度 延べ11件、1,262万5,000円(11月25日現在)

IV 津波災害警戒区域の指定に向けた取組

1 概要

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）では、知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という）として指定することができることとされている。

警戒区域を指定することにより、市町による警戒避難体制の整備や基準水位に基づくハザードマップの作成、要配慮者利用施設等において避難確保計画の作成などが行われることで、避難体制が強化される。

そこで県では、県の取組方針に基づき、令和元年12月に小田原ブロック（小田原市、真鶴町及び湯河原町）を警戒区域に指定したほか、区域の拡大に向けた取組を進めている。

2 取組状況

県は、小田原ブロックをモデル地域として、その成果を全県に広げるため、未指定の市町に対して、警戒区域指定の意向確認を行うとともに、個別に市町に出向いて、指定に向けた調整を図ってきた。

3 指定予定市町（令和2年度）

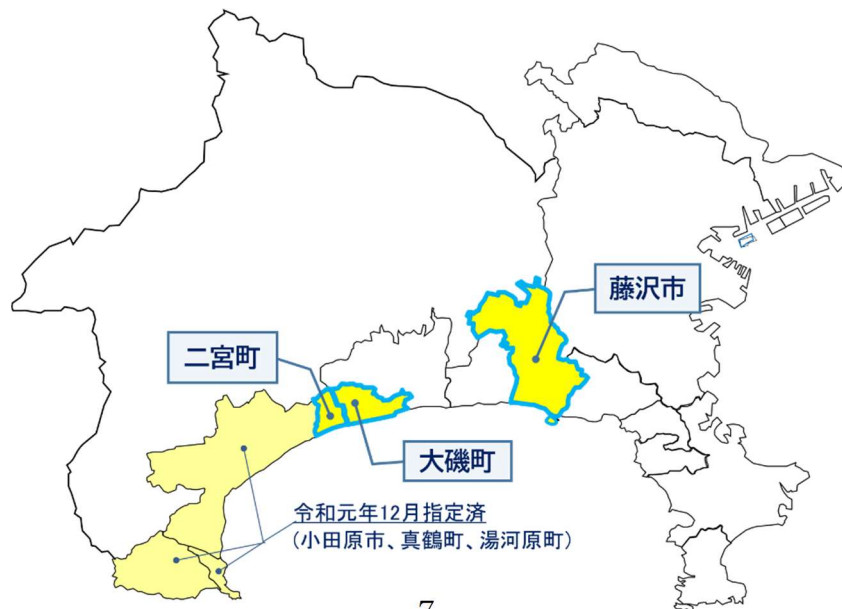
藤沢市、大磯町及び二宮町

4 今後の予定

警戒区域の指定を予定している市町の住民や要配慮者施設に対して説明会等を行い、令和2年度末までの指定を目指す。

その他の市町についても、引き続き、指定に向けて取り組んでいく。

【参考】津波災害警戒区域指定状況図



V 令和2年度の主な防災訓練の実施状況

前回の防災警察常任委員会（令和2年9月）以降に実施した主な防災訓練の実施状況は、次のとおりである。

1 高圧ガス地震防災緊急措置訓練

高圧ガスの卸売・運搬・販売・消費の各流通段階で発生する漏えい事故等に対応するため、事業者等が、防災行政機関と連携して、緊急時の措置を行う訓練を実施した。

なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、規模を縮小し、一般見学は行わないこととした。

(1) 実施日

令和2年10月8日（木）

(2) 場所

小田原アリーナ駐車場（小田原市中曾根263）

(3) 主催者

県、（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会ほか4団体

(4) 訓練内容

路上での高圧ガスの漏えい事故等への緊急措置訓練や溶接作業時の安全装置のデモンストレーション等

(5) 参加機関等

ア 参加機関

7機関（（公社）神奈川県高圧ガス防災協議会等の関係団体、小田原市消防本部、県警察）

イ 参加人数

232人

2 石油コンビナート等防災本部訓練

石油コンビナート地域で発生する恐れのある危険物の火災や高圧ガスの漏洩などの災害に対応するため、関係行政機関、事業所と合同で、初動対応を中心とした訓練を実施した。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年実施している図上訓練を行わず、規模を縮小しながら講義形式の訓練とし、一般見学は行わないこととした。

(1) 実施日

令和2年11月10日（火）

(2) 場所

県庁第二分庁舎 6階 災害対策本部室

(3) 訓練内容

首都直下地震により、横浜市内で石油タンク火災、川崎市内でLPGタンク火災が発生することを想定した合同図上訓練（講義形式）

(4) 参加機関等

ア 参加機関

9機関（県警察、横浜市、川崎市、海上保安庁、コンビナート事業所等）

イ 参加人数

50人

VI コンビナート地域に係る高圧ガス保安法の指定都市への権限移譲

県では、コンビナート地域に係る高圧ガス保安法の指定都市への権限移譲について協議するため、指定都市都道府県調整会議を実施した。

1 これまでの経緯

- ・ 第5次地方分権一括法が公布(平成27年)
- ・ 市が全地域の高圧ガス保安法の移譲を県に要望(平成29年)
- ・ 第5次地方分権一括法により、コンビナート地域を除く高圧ガスの許認可権限が指定都市に移譲(平成30年)
- ・ 両市から指定都市都道府県調整会議の開催の請求(令和2年8月26日)

2 横浜市神奈川県調整会議、川崎市神奈川県調整会議の開催(合同開催)

(1) 開催日

令和2年11月16日(月)

(2) 参加者

知事、横浜市長、川崎市長

(3) 実施場所

神奈川県庁 大会議場

3 協議結果

県と、横浜市、川崎市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意した。

具体的には、来年度より、職員の技術力、地域の防災力の強化のため、新たに職員の相互交流を実施するとともに、同地域における防災訓練や事業所への合同立入検査などについて連携を一層強化して実施する。

また、同権限の移譲については、「県・市町村間行財政システム改革推進協議会」に新たに「検討部会」を設置し、住民の目線に立って、具体的な課題を協議する。

Ⅶ 第11次神奈川県交通安全計画の作成

現行の第10次神奈川県交通安全計画は、令和2年度で計画期間が終了することから、令和3年度からの第11次神奈川県交通安全計画を作成する。

1 作成の趣旨

神奈川県交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条第1項に基づき、神奈川県交通安全対策会議（会長 知事）が、県域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として作成するものである。

本計画は、国の交通安全基本計画に基づき作成することとされており、令和3年度からの5か年を計画期間とする。

2 作成の経過

令和2年11月25日に公表された国の「交通安全基本計画（中間案）」に基づき、第11次神奈川県交通安全計画（骨子案）を作成し、有識者で構成する「かながわの交通安全を考える懇話会」に意見をいただき、まとめていく。

3 第11次神奈川県交通安全計画骨子案の主な概要

平成以降の本県の交通事故は、全体的に減少傾向となっており、令和元年は、死者が132人と統計史上最も少なくなったほか、発生件数及び負傷者数は平成の31年間で最も少なくなるまでになった。

しかしながら、本県の交通事故の特徴として、高齢者事故、特に歩行中の事故が多いほか、二輪車乗車中の死者の割合が全国に比較して高いことなどを踏まえ、これらの対策を盛り込んで交通安全計画を作成する。

(1) 基本的な考え方

- ア 「人優先」の交通安全思想
- イ 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- ウ 交通社会を構成する「人間」、車両等の「交通機関」、道路等「交通環境」の三つの要素の施策の推進
- エ 新型コロナウイルス感染症の影響の注視
- オ 先端技術の積極的活用

(2) 主な重点項目

ア 道路交通環境の整備

- (ア) 生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- (イ) 高齢者等の移動手段の確保・充実
- (ウ) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
- (エ) 自転車利用環境の総合的整備

イ 交通安全思想の普及徹底

- (ア) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- (イ) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
 - ・ 横断歩行者の安全確保
 - ・ 高齢者及び二輪車の事故防止運動の推進

ウ 鉄道交通環境の整備

鉄道施設等の安全性の向上

エ 踏切道の交通安全の施策

踏切道の立体交差化及び構造改良等の整備

4 スケジュール

- | | |
|---------|------------------------------------|
| 令和2年12月 | 県民意見反映手続の実施 |
| 令和3年2月 | 「かながわの交通安全を考える懇話会」第3回会議で
計画案の審議 |
| | 県交通安全対策会議幹事会で計画案の審議 |
| 令和3年3月 | 防災警察常任委員会に計画案を報告 |
| 令和3年4月 | 神奈川県交通安全対策会議で審議、決定 |